

第54期（令和5年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第6回）議事要旨

1 日 時 令和5年8月14日（月）13時30分～15時30分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

事務局 出席5名

4 議題

（1）金額審議

（2）その他

5 議事要旨

（1）金額審議

ア 公労使協議、個別協議、公労協議、公使協議が行われた後、金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

- ・ 有期・短時間・契約等労働者の賃上げの引上げ率5.01%及びリビングウェイジ、格差是正、影響率、今日段階における全国的水準等を総合的に判断。

【使用者代表委員の金額の根拠】

- ・ 前回と同様。

【提示した金額の乖離額】

- ・ 8円

イ 今回の金額提示でも、労使双方の隔たりは解消されなかったため、公益個別協議が行われ、公益代表委員見解を示すこととなった。

【公益代表委員見解】

- ・ 引上げ額45円
- ・ 理由は以下のとおり。

熊本県内への半導体関連企業の進出等により、波及効果は今のところ完全ではないとしても、今後の経済状況にプラスの要素がみられること。

人材流出は大きな課題であり、農業等では外国人労働者に依存しているという側面もあり、人材流出を食い止める必要性を考えると、賃金面での優位性の確保が求められること。

賃金引上げに伴う影響率を参考にした。

- ・ 中小企業等の苦しい企業が賃上げできる環境を政策的に整備するよう熊本労働局長に建議を行い、さらに、熊本県知事に対しても熊本地方最低賃金審議会より直接建議を行い支援の拡充を求める。

ウ 公益代表委員見解に対する採決が行われた。採決の結果、使用者代表委員は全員反対したが、賛成多数となり公益代表委員見解の「引上げ額45円、時間額898円」との結論に達した。

(2) その他

「引上げ額45円、時間額898円」を熊本県最低賃金専門部会の意見として、熊本地方最低賃金審議会へ報告することとされた。